

定 款

三井海洋開発株式会社

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条（商 号）

当社は、三井海洋開発株式会社と称し、英文ではMODEC, I N C. と表示する。

第 2 条（目 的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- （1） 海洋開発、沿岸開発及び海洋石油・ガス、鉱物資源開発に関わる土木、建築、測量工事等の請負、施行並びにこれに伴う技術の提供及びコンサルティング業務
- （2） 海洋開発用、沿岸開発用及び海洋石油・ガス、鉱物資源開発用の船舶、機器、構造物の設計、調達、製作、建造、改造、据付並びにこれに伴う技術の提供及びコンサルティング業務
- （3） 前号の船舶、機器、構造物等の運営、操業、修理、保守、管理の請負業務並びにこれに伴う技術の提供及びコンサルティング業務
- （4） 前各号に関する船舶、機器、構造物等の販売及び賃貸借
- （5） 前各号に関連する海洋石油・ガス、鉱物資源開発に関する鉱業権の取得、売買及び賃貸借
- （6） 発電及び電気の供給に関する業務
- （7） 海水等の淡水化及び水供給に関する業務
- （8） 前各号に関連又は付帯する業務

第 3 条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都千代田区に置く。

第 4 条（機 関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- （1） 取締役会
- （2） 監査等委員会
- （3） 会計監査人

第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむをえない事由によって電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、102,868,000株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1） 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2） 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3） 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成並びにこれらの備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第11条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第12条（株主総会の招集）

当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第13条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

第14条（招集権者及び議長）

株主総会は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、取締役がこれを招集し、議長となる。

第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第18条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

第19条（員 数）

当会社の取締役は、15名以内とする。

第20条（選任方法）

取締役は、監査等委員である取締役と、それ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条（任 期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第22条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）または執行役員の中から社長執行役員1名を選定する。
3. 取締役会は、その決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長1名を定めることができる。

第23条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、取締役がこれを招集し、議長となる。

第24条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第25条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第26条（重要な業務執行の決定の委任）

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第27条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第28条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、法令の定める限度まで、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第29条（執行役員）

取締役会は、その決議により執行役員を定め、当社の業務を分担して執行させることができる。

第5章 監査等委員会

第30条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第31条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第32条（監査等委員会の決議方法）

監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席してその監査等委員の過半数をもって行う。

第33条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計 算

第34条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

第35条（剰余金の配当の基準日）

当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

第36条（中間配当）

当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第37条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

第1条（監査役の責任免除に関する経過措置）

当社は、第38回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 第38回定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。

第2条（効力発生）

定款第3条（本店の所在地）の変更は、2027年3月に開催予定の第41回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本条（効力発生）は、本店移転の効力発生日経過後、削除する。

(定款沿革)

昭和62年5月1日作成
昭和62年5月29日公証人認証
昭和63年9月29日一部改正
昭和63年10月28日一部改正
昭和63年11月2日一部改正
昭和63年12月1日一部改正
昭和63年12月12日一部改正
平成元年4月14日一部改正
平成3年12月26日一部改正
平成4年9月7日一部改正
平成4年12月22日一部改正
平成6年3月28日一部改正
平成12年7月3日一部改正
平成13年3月22日一部改正
平成13年6月4日一部改正
平成14年3月28日一部改正
平成14年11月27日一部改正
平成14年12月16日一部改正
平成15年3月28日一部改正
平成16年3月26日一部改正
平成18年3月28日一部改正
平成19年3月29日一部改正
平成21年3月27日一部改正
平成23年3月30日一部改正
平成24年3月29日一部改正
平成24年6月23日一部改正
平成25年3月28日一部改正
平成31年3月20日一部改正
2022年9月01日一部改正 (附則削除済)
2024年3月27日一部改正
2026年3月30日一部改正